

## 白票取り扱いマニュアル（案）

### 1. 白票取り扱いマニュアルとは

白票とは、何も記入されていない投票用紙であり、本マニュアルの中では以下の2つのものとなる。

1. 選挙当日に使用しなかった為、各投票所（期日前、不在者分含む）から開票所に送致されるもの
2. 有権者の意思により、何も記入せずに投票箱に投函されたもの

本マニュアルに関しては、以上のように定義される白票を、各段階においてどのように取扱い、管理していくかを示したものである。

### 2. 時系列による白票の取扱いについて

#### 【期日前投票開始前】

- ・ 国、県の選挙に関しては県より、市の選挙に関しては業者より白票が納品された際に、選挙管理委員会書記において実際の投票用紙が配布枚数と合致しているかを確認する。計数には時間がかかるが、期日前投票開始日までには確認を行う。
- ・ 確認の際には、あらかじめ期日前投票が実施される土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センター（以下各地域市民センターと記述）への送付枚数（期日前投票使用分、当日各地域の投票所で使用分）に基づき事務局本部で計数・確認・配分・封印を同時に行った後に配布する。
- ・ 本部、及び各地域市民センターにおいては、開票所に送致するまでは投票用紙を鍵のかかる金庫や部屋で管理し、鍵の管理についても各期日前投票所の責任者により厳重に行う。

#### 【期日前投票時】

- ・ 各期日前投票所において、投票開始前に必要部数を計数した後に、交付機にセットする。投票用紙を抜いた際は各期日前投票所の投票用紙差引き簿に記入し、各期日前投票所の責任者により残数を常に管理しておく。
- ・ 事務局本部及び各地域市民センターにおいては、各投票所の事務主任者に対して選挙前日の説明会にて投票用紙を交付する。なお交付時には事務主任者に受領書を提出してもらう。
- ・ 投票用紙を受け取った各投票所の主任者は責任を持って投票用紙を管理し、選挙当日に開始時間に遅れることなく、各投票所に持参する。

【不在者投票に使用する投票用紙について】

- ・ 病院等の施設や郵便投票対象者、他市町村において投票される方へ送付する不在者投票用の投票用紙については、全体の必要予定部数を予め抜き、そこから都度必要に応じて抜き出し、抜き出した際は不在者投票用の差引き簿に記入し不在者投票用紙管理責任者により残数を管理する。
- ・ 不在者投票については、選挙当日に白票として返ってくるケースもあるため、選挙終了時刻の午後8時まで保管した後に開票所へ持参する。

【選挙当日（投票時）】

- ・ 各投票所から、万一投票用紙が不足する可能性があるとの連絡があった際は、事務局本部あるいは各地域市民センターより期日前投票で使用しなかった投票用紙を差引き簿において抜き出し、連絡のあった各投票所に持参する。
- ・ 各投票所において、投票終了後に投票用紙の交付実績を投票用紙残数報告書に記入し、残数（白票）を確定させた後に開票所に持参する。
- ・ 各期日前投票所（事務局本部含む）においても、各投票所より投票用紙の不足の申出がないと判断できた時点で、期日前の投票用紙残数報告書を記入し（各投票所に配布した分を含む）残数（白票）を確定させた後に開票所に持参する。

【選挙当日（開票時）】

- ・ 各投票所（期日前投票所含む）から持参された残数（白票）と残数報告書は各投票所の事務責任者により開票所の計算係に渡し、計算係により実際の枚数と残数報告書の数が一致しているかを確認する。
- ・ 一致しない場合は、投票所に残っている者に連絡し、白票が残っていないか搜索させ確実にない事を確認し、あるいは持参者の身辺等も十分に確認させ、それでも見つからなかった場合に限り、計算係事務主任者の判断により当該投票所の残数報告書及び投票録を訂正させる。
- ・ 事務局本部において残った残数（白票）についても水口期日前投票所の残数として同様に開票所の計算係により実際の枚数と残数報告書の数が一致しているかを確認する。
- ・ 計算係により合致が確認できた残数報告書については、庶務係により回収しホワイトボードにおいて全投票所分がそろっているかを確認する。残数（白票）については白票管理係において、文書保存箱に入れて封印し、開票管理者に割り印をもらい、監視の目がある所定の位置へ配置し白票管理係において管理する。原則一度封印した白票については、開封

は行わないが、再計測が必要となった場合は、開票管理者の立会のもと開封を行うこととする。

- ・ 有権者により投票箱に投函された白票については、開票所において開票係、分類係、審査係、計算係、集計係を経由し、開票立会人、管理者の確認を頂いた後に、記録係で記録され、確定票整理係において整理する。その後、開票数が確定した段階で確定票として文書保存箱に入れ封印した後に管理者、立会人に割印をもらう。

#### 【開票終了後】

- ・ 投票数が確定し開票終了宣言がされた後は、選挙管理委員会事務局において白票が入った文書保存箱を選挙倉庫に搬入する。確定票としての白票に関しては他の確定票と同様に当該選挙の任期期間中保存する。未使用の白票だけを封印した文書保存箱については、選挙に関する異議申立て期間終了後に選挙管理委員会事務局の書記により再度計数した後に、現在の枚数を確定させ、国、県選挙の場合は処分報告書を作成し、送付した後に廃棄する。